

議案第195号

### 大阪市入港料条例の一部を改正する条例案

大阪市入港料条例（昭和51年大阪市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1円41銭」を「1円45銭」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例による改正後の大阪市入港料条例第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の入港に係る入港料について適用し、同日前の入港に係る入港料については、なお従前の例による。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

#### 説 明

入港料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市入港料条例 (抄)

(入港料の徴収)

第2条 省 略

2 前項の入港料の額は、1回の入港について、1円41銭 (消費税法施行令 (昭和63年政令第  
**1円45銭**

360号) 第17条第2項第3号に規定する船舶については、2円70銭) 以内で市長が定める額に  
当該船舶の総トン数を乗じて得た額とする。

3 省 略